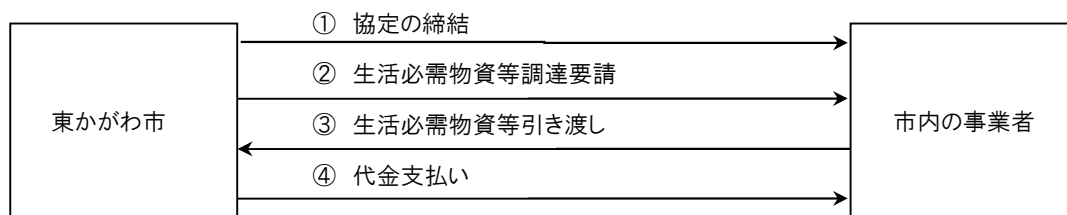


【10－1 生活必需物資等の調達方法】

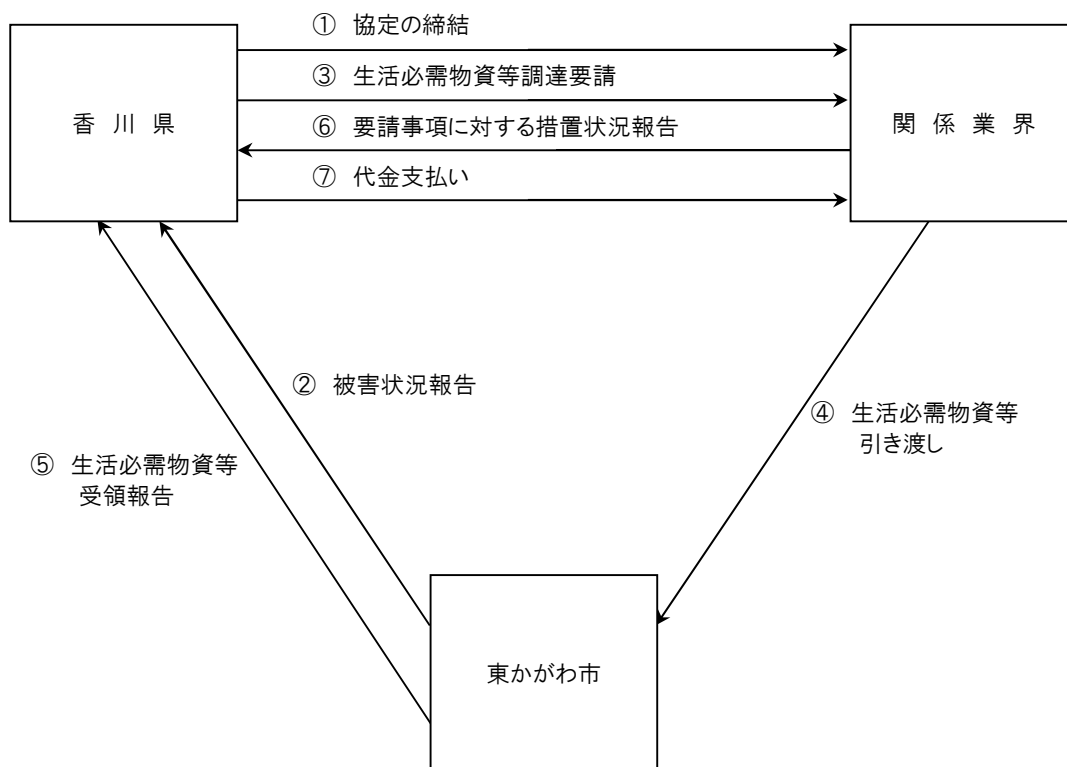
1 市内事業者から調達する場合

- ① 市と市内の事業者との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結（平常時）
- ② 市から事業者に対し生活必需物資等の調達要請
- ③ 事業者から市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ④ 市から関係業界へ代金の支払い



2 市内事業者だけでは調達できない場合

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結（平常時）
- ② 市から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 市から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



【10-2 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）】

1 目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急救助に資することを目的とする。

2 備蓄に関する基本的な考え方（自助・共助・公助）

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

（1） 県民による備蓄（自助）

ア 備蓄目標量について

大規模災害等の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に努めるものとする。

イ ランニングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つである。米など、通常購入している保存性の良い食料等買い置きし、賞味期限等を考慮して計画的に消費し、消費した分は新たに購入するというランニングストックを行うなど無理のない備蓄に努めるものとする。

ウ 要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保に努める。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨され、家族の症状に応じた食料等の備蓄に努めるものとする。

（2） 地域等による備蓄（共助）

ア 事業所、病院、学校等における備蓄

大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、また、救出・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障を生じさせないためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日以上分の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

イ 自主防災組織等における備蓄

大規模災害等の発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による資機材等の備蓄に努める。

（3） 市町及び県による備蓄（公助）

市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市町及び県は、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを推進していくこととする。しかしながら、災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。市町及び県による公的備蓄は、そうした住民（避難者）に対応するために食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行うものとする。

公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「発災初期に

おける生命の維持及び生活レベルの維持」に係るものとする。

3 市町及び県による備蓄物資（公助）に関する基本的な考え方について

(1) 市町における備蓄

市町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進について働きかけを推進していくことを基本とする。但し、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標をたて、生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の備蓄に努めると共に、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災時に被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、各避難所等への分散備蓄を推進すると共に、市町の二次（地域）物資拠点等からの物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ 避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、仮設トイレ（トイレ薬剤）、発電機、投光器、通信施設、簡易ベッド、間仕切り等の避難所運営に必要と判断される物資の備蓄に努める。

(2) 県における備蓄

県は、広域的な自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者への要請が困難になった場合などに備え、被災者の為に必要な物資について、市町を補完する立場で、現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア 要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮しての避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ 分散備蓄、輸送体制の構築

県は、引き続き分散備蓄を進めると共に、発災時に、県の分散備蓄場所や一次（広域）物資拠点等から、被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、市町の二次（地域）物資拠点等への物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなった。県は、平常時から市町の備蓄場所・備蓄量等について、定期的に情報収集を行ない、市町からの要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型支援」を想定した備蓄に努める。

4 県備蓄物資の数値目標等について

本県における備蓄物資の数値目標の算定に当たっては、平成25年8月28日、本県で策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における避難所への避難者を基本とする。同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地

震・津波（以下Ｌ１とする）と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（以下Ｌ２とする）の２つに分けて被害想定を算定している。本県における備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼をおいて、Ｌ２に対応した備蓄を行うものとする。

【避難者数の推移】

	発災直後			１週間後			１ヵ月後		
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
Ｌ１	59,000	35,000	24,000	12,000	7,100	4,800	20,000	6,000	14,000
Ｌ２	199,000	119,000	80,000	132,000	95,000	37,000	230,000	69,000	161,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

(１) 備蓄目標日数

４日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されと考え、発災後の３日分について、１日分を県及び市町が協力して避難者数に応じた現物備蓄を行い、２日分を協定等による流通備蓄により対応することとする。

(２) 備蓄品目

ア 備蓄品目について

(ア) 食料及び飲料水

「命を守ること」に主眼を置き、発災初期における生命の維持に必要な食料として、食料（アルファ米、粉ミルク等）、飲料水を備蓄する。

そのため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

(イ) 毛布及び生理用品、紙おむつ

家庭からの発災初期における持ち出しが困難な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつについて備蓄する。

イ 備蓄品目毎の考え方について

○ 食料（主食）

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数（１．２）×１日分（３食）÷２（市町と等分）

※ 食料需要者係数とは、阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合（２０％）

○ 調製粉乳

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数（１．２）×０歳児人口比（０．８４％）×１日分（１４０ｇ（２８ｇ×５回／日））÷２（市町と等分）

○ 飲料水

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数（１．２）×１日分（３リットル）÷２（市町と等分）

○ 毛布（アルミブランケット）

目標量：（避難所避難者数－流通備蓄見込量）×１枚÷２（市町と折半）

○ 生理用品

目標量：避難所避難者数×１０歳から６０歳までの女性比率（２７．９％）×１パック×生理中の割合（７／３０）÷２（市町と折半）

○ 紙おむつ（大人用）

目標量：避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率（０．５％）×１日分（８枚）÷２（市町と折半）

○ 紙おむつ（子供用）

目標量：避難所避難者数×0～2歳児人口比率（2.5%）×1日分（8枚）÷2（市町と折半）

（3） 備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ、算定した県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

品名	単位	目標量	既備蓄量※	追加必要量	備考
食料（主食）	食	214,950	36,000	178,950	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮
調製粉乳	kg	85	14	71	アレルギー対応の備蓄を考慮
飲料水	リットル	214,950	33,000	181,950	
毛布(アルミブランケット)	枚	58,145	10,062	48,083	
生理用品	パック	3,886	2,515	1,371	
紙おむつ(大人用)	枚	2,388	823	1,565	
紙おむつ(小人用)	枚	11,939	2,736	9,203	

※ 既存備蓄については、平成17年3月に公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づき備蓄したもの。

（4） 整備目標期間

平成27年度から平成29年度までの3年間で、計画的な整備に努める。

5 備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者に迅速に物資を提供するため、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するために、想定される避難者の割合に応じて分散して備蓄することとする。

また、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。

6 備蓄物資の更新について

県は、備蓄物資の備蓄目標量を維持できるよう、賞味期限等の保存期間を有するものについては計画的に備蓄物資の更新を行うものとする。なお、災害時に供給することなく保存期限が近付いた備蓄物資は、保存期限満了前に、県の総合防災訓練等において配布する等の方法により、県民の防災意識向上のため、利活用するものとする。

7 協定による物資調達（流通備蓄）について

（1） 基本的な考え方

災害発生時に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定締結に努める。大規模災害発生時には、協定締結先が被災することも視野に入れ、多彩な調達先の確保に努めることとする。

（2） 調達物資のニーズの把握

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した物資の調達を行うものとする。

（3） プル型支援

大規模災害発生直後において、情報が寸断し、市町の行政機能が低下した場合には

「プッシュ型支援」は有効であるが、プッシュ型支援を継続することは、市町の二次（地域）物資拠点等における在庫物資の滞留を招くおそれがある。

そのため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズの的確な把握に努め、適切な量と品質の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行することとし、被災者ニーズを見据えた協定先からの物資調達に努めることとする。

8 県備蓄物資の配分について

（１） 基本的な考え方

災害発生時には、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、市町が一義的な責任を負うものとする。

県は、市町を補完する立場として物資を備蓄し、市町の現物備蓄・調達物資が不足する場合、市町は、県に対して物資の供給要請を行い、県は、その要請に基づき、県の保有する備蓄物資等を、原則として市町が設置した二次（地域）物資拠点へと搬送するものとする。

（２） プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなったことから、県は、市町の物資の需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資を予測して、必要があると認められる場合には、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行うものとする。

（３） 市町と県の情報共有

市町及び県は、「プッシュ型支援」を想定して、平常時から、県が、備蓄場所・備蓄量等について定期的に調査を行なうなど、備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう情報共有に努めるものとする。

9 職員用備蓄について

（１） 基本的な考え方

県職員は、大規模災害発生時には登庁時に可能な限り各自で２～３日分の食料、飲料水を確保した上で参集することとされている。しかしながら、勤務時間中に発災する虞もあることから、県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄するものとする。

（２） 対象職員数

大規模地震発生時の第３次配備である全所属の全職員（約 2,800 人）の約 7 割である 2,000 分の食料及び飲料水を備蓄する。

（３） 備蓄目標量

ア 食料

目標量：対象職員数 × ２食（１日分） × ３日分 = 12,000 食

イ 飲料水

目標量：対象職員数 × １リットル（１日分） × ３日分 = 6,000 リットル

10 災害用医薬品等の備蓄及び調達

（１） 基本的な考え方

県が行う震災時用医薬品等の備蓄及び調達については、災害時における初期医療救護活動に資することを目的とする。

（２） 震災時用医薬品等の備蓄

県では災害時における被災者の緊急救護用として、応急救護所等へ医薬品及び衛生材料を供給するため、県下の保健所及び県が管理委託を締結した機関（災害拠点病院等）に震災時用医薬品等を備蓄しており、今後も、定期的な点検及び更新を行うなど、震災時用医薬品等の計画的な管理に努めることとする。

（３） 協定による医薬品等の調達

災害発生時に震災時用医薬品等の備蓄では不足すると予想される場合には、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合、一般社団法人香川県薬剤師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部等との協定に基づき、医薬品等の調達を図るものとする。

【１０－３ 防災関係物資等（応急給水機器等）の備蓄状況】

（香川県水道企業団東讃ブロック統括センター）

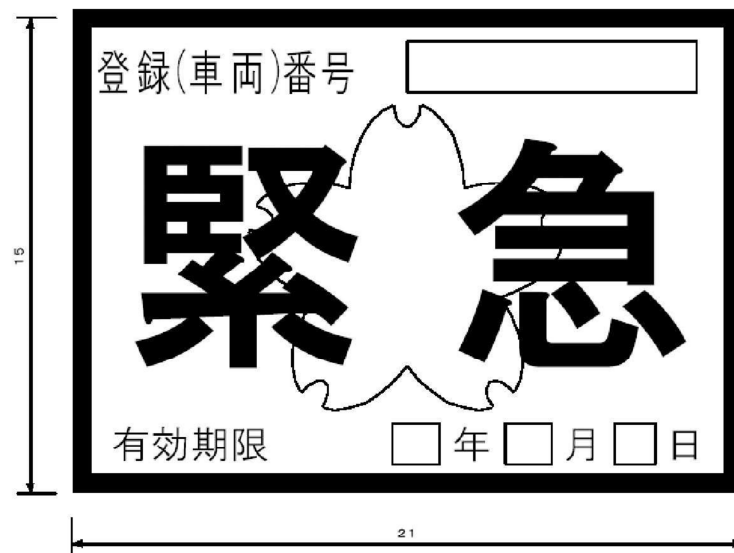
（令和4年度末現在）

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車（加圧有）（ 2.0 m ³ ）	1 台	1 台	
	ト ラ ッ ク	2 台	台	軽トラック
給水容器	給水タンク（ 1,000ℓ ～ 1,499 ℓ）	7 基	3 基	オレンジ（蛇口付）1m ³ 1基 組立式1m ³ 6基
	給水タンク（ ～ 999 ℓ）	3 基	1 基	2000SUSタンク1基 500ℓ黒2基
	ポ リ 容 器（ 5ℓ ～ 30 ℓ）	20 個	5 個	ポリタンク20ℓ
	ポ リ 袋（ ～ 20 ℓ）	1100 個	個	ポリ袋6ℓ
機 材	発 電 機	1 台	台	
管 類	直 管（ H I V P ・ 50 mm）	4 m	m	
	直 管（ H I V P ・ 75 mm）	4 m	m	
	直 管（ V P ・ 200 mm）	4 m	m	
そ の 他	直 管（ H I R R ・ 100 mm ）	10 m		

注 その他の欄は、特殊管、緊急用資材等の状況

【11-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

【11－2 緊急通行車両の確認】

1 概要

香川県公安委員会は、災害が発生し、まさに発生しようとする場合等において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止又は制限を行う。

道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策活動等に従事する車両は、県知事又は県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けなければ規制区間・区域を通行することができない。

県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等について使用される車両について、災害発生前においても、緊急通行車両としての確認を行い、標章等を交付する。

2 対象車両

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両
- (2) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両
- (3) 原子力災害特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
- (4) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の規定に基づく緊急通行車両

3 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

4 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は、香川県警察本部交通規制課

5 提出書類

- (1) 緊急通行車両確認申出書 1通
 - (2) 申請車両の自動車検査証の写し 1通
 - (3) 疎明資料
輸送協定書、その他業務内容を疎明する書類（指定行政機関との協定書の写し、上申書等）
1通
- ※ 指定行政機関等が所有する車両を申請する場合、(3)は不要
- ※ 「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けた車両を申請する場合、同届出済証を(2)、(3)に代えることができる。

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日	
知事・公安委員会 殿			
緊急通行車両確認申出書			
申出者 住 所			
氏 名			
番 号 標 に 標 示 されている番号			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員 又 は 品 名 ）			
活 動 地 域			
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番	車 両 の 使 用 者
	氏 名 又 は 名 称		
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番	緊 急 連 絡 先
	氏 名		
備 考			

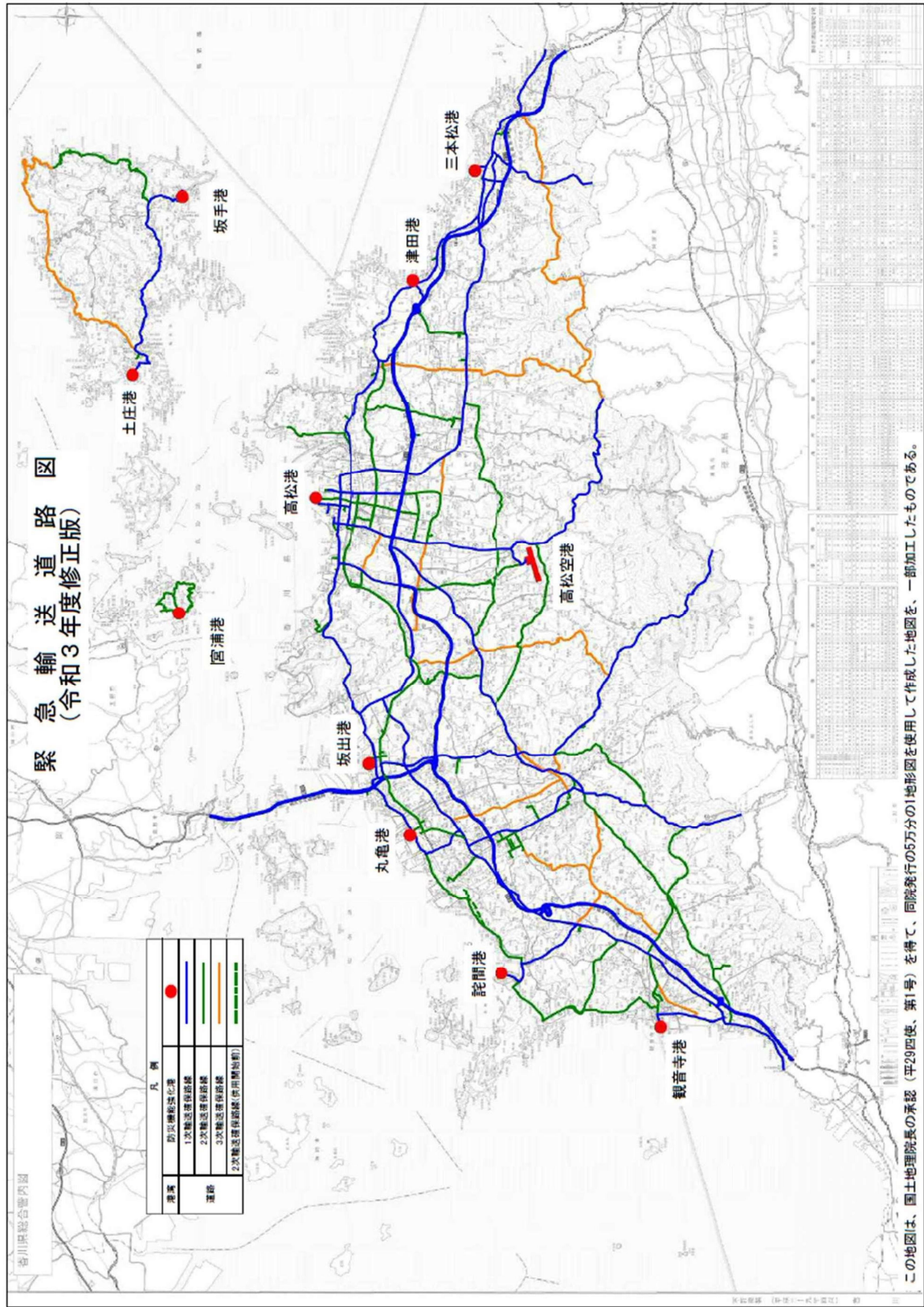
備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第6(第6条関係)

		年 月 日	
知事・公安委員会 殿			
緊急通行車両確認申出書			
申出者 住 所			
氏 名			
番 号 標 に 表 示 されている番号			
輸送人員又は品名			
活 動 地 域			
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番	車 両 の 使 用 者
	氏 名 又 は 名 称		
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番	緊 急 連 絡 先
	氏 名		
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

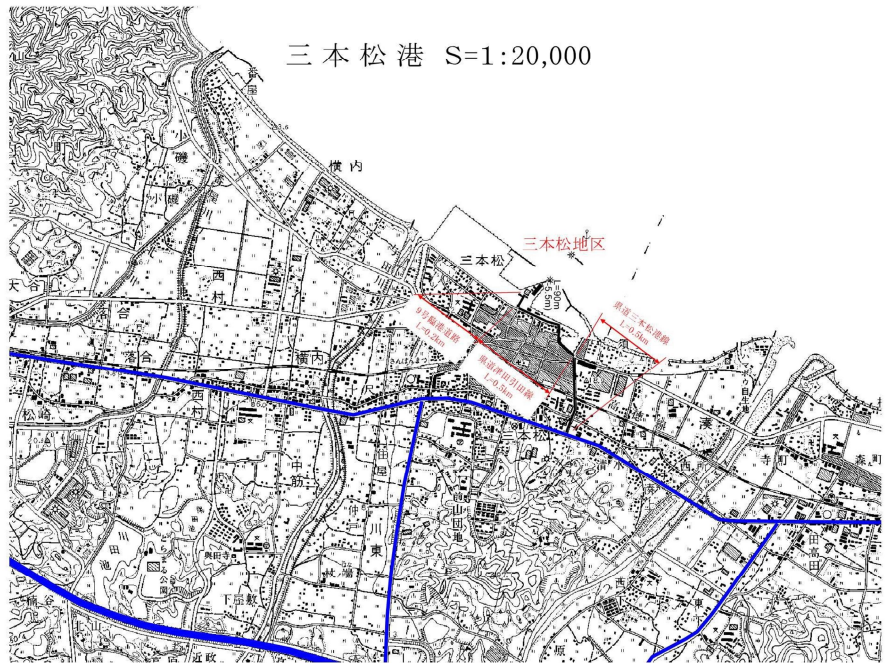
【11-3 緊急輸送路図】



【11－4 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

港 湾 名	地 区 名	輸送確保路線への連絡経路
三本松港	三本松地区	→ 9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号

○三本松港



<防災機能強化港位置図>



【11-5 異常気象時における道路通行規制基準】

【道路種別：一般国道】

路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)			備考
		所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター	危険内容	
国道318号	長尾	東かがわ市西山 〃	0.7 ～ 2.7	2.0	3,559	積雪深 200mm	与田山観測所	積雪	迂回路なし
国道377号	〃	東かがわ市五名端 東かがわ市五名大櫓	4.7 ～ 12.0	7.3	1,176	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	五名観測所	落石 土砂崩壊 積雪	主 津田川島線

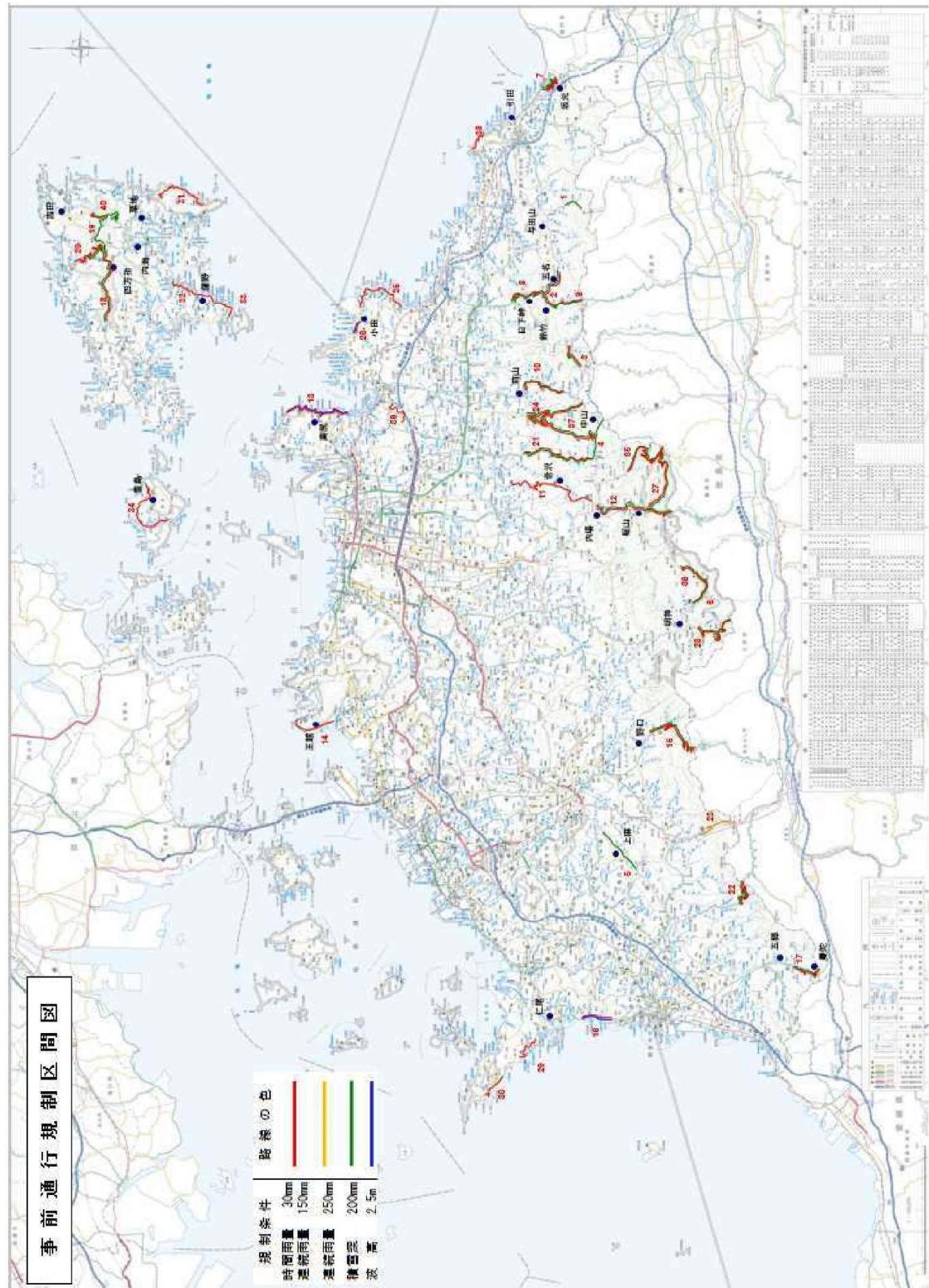
【道路種別：主要地方道】

路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)			備考
		所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター	危険内容	
徳島引田線	長尾	東かがわ市坂元(県境) 東かがわ市坂元大谷	0.0 ～ 4.8	4.8	94	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	坂元観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道11号
津田川島線	〃	さぬき市大川町田面 東かがわ市五名	6.8 ～ 11.4	4.6	543	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	日下峠観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道377号
津田川島線	〃	東かがわ市五名大櫓 〃	14.5 ～ 15.7	1.2	696	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	鈴竹観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道377号
志度山川線	〃	さぬき市前山字大多和 さぬき市多和字額	11.5 ～ 15.0	3.5	4,920	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	前山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	一 多和三木線

【道路種別：一般県道】

路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H22(台/日)	規制条件(通行止)			備考
		所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター	危険内容	
津田引田線	〃	東かがわ市引田大安戸 東かがわ市松原小松原	16.0 ～ 20.0	4.0	1,290	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	引田観測所	落石 土砂崩壊	国 国道11号

【11-6 異常気象時道路通行規制箇所図】



【1 2－1 広域避難場所一覧】

令和7年4月1日現在

番号	避難場所名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所								収容人数	電話番号	備蓄	オストメイト対応
				洪水		崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火 事	集中豪雨等 による内水 氾濫				
				L1 (計画規模)	L2 (想定最大 規模)										
1	引田公民館	引田513-1	○	○	○	○	△	○	○	○	○	460	33-2500	○	○
2	引田小中学校体育館	引田545-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	320	-	○	
3	引田飛翔体育館	引田1030	○	○	○	○	○	○	○	○	○	360	-	☆	
4	引田武道館	引田972-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-		
5	引田こども園	引田545-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	380	33-5220		
6	小海コミュニティセンター	小海1333-3	○	○	○		○	○	○	○	○	160	49-2287	☆	
7	相生コミュニティセンター	南野201-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	330	-	☆	
8	本町コミュニティセンター	松原167-1	○	○		○		○	○	○	○	100	49-3542		○
9	本町コミュニティセンター多目的ホール (旧本町小学校体育館)	松原167-1	○	○		○		○	○	○	○	220	-	○	
10	東かがわ市交流プラザ	湊1806-2	○	△	△	○	△	○	○	○	○	770	26-1224	○☆	○
11	社会福祉協議会本所	湊1809	○	△	△	○	△	○	○	○	○	230	26-1122		○
12	湊コミュニティセンター(旧湊保育所)	湊523	○			○		○	○	○	○	60	49-3380		
13	白鳥中央公園体育館	帰来1101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	520	24-1522		○
14	白鳥小中学校体育館	白鳥757-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000	-	○	○
15	白鳥コミュニティセンター	白鳥536-1	○			○	○	○	○	○	○	100	-		
16	白鳥コミュニティセンター多目的ホール (旧白鳥小学校体育館)	白鳥525	○			○	○	○	○	○	○	200	-		
17	福栄コミュニティセンター	与田山409-1	○	○			○	○	○	○	○	130	-	☆	
18	福栄コミュニティセンター多目的ホール (旧福栄小学校体育館)	与田山351-1	○			○	○	○	○	○	○	120	-	○	
19	五名コミュニティセンター (旧五名活性化センター)	五名1400	○	○	○		○	○	○	○	○	80		☆	
20	三本松コミュニティセンター	三本松862-2	○	○		○		○	○	○	○	120	25-4744	○	○
21	三本松コミュニティセンター多目的ホール (旧三本松小学校体育館)	三本松862-2	○	○	△	○	△	○	○	○	○	190	-		
22	三本松高校体育館	三本松1500-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	820	25-4147		
23	大内公民館	三本松1296-36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	410	24-0945	○☆	○
24	社会福祉協議会大内支所	三本松1295-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	170	25-2473		
25	大内小・大川中学校体育館	西村1510	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,050	-	○	
26	人権センター大内交流館	横内732	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120	25-4349	○	
27	誉水公民館	中筋469	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50	25-2142		
28	水主交流センター	水主1143-1	○	○	○		○	○	○	○	○	40	-		
29	とらまる公園キャンプ場	西村1155	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110	24-1810		
30	丹生コミュニティセンター	町田96-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	380	24-0330	☆	○
31	丹生こども園	町田182-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	230	25-4804		
計31施設												9,430			

※備蓄欄の○印は避難場所に備蓄物資を配備、☆印は敷地内に備蓄倉庫を設置

※洪水欄のL1は計画規模(前提となる降雨は湊川流域の総雨量477.5mm/24時間)、L2は想定最大規模(前提となる降雨は湊川流域の総雨量654mm/12時間)

※洪水及び高潮欄の△印は浸水想定区域内にあり2階以上への避難が必要

【1 2－2 避難情報の発令基準】

1 避難情報の種類

避難情報は、以下の三種類に分けて発令する。

避難情報	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれがある	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の実情に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	命の危険 直ちに安全確保 ・ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難情報の発令基準

(1) 洪水等

① 避難対象区域

香川県が公表した洪水浸水想定区域を原則とするが、全ての河川で洪水浸水想定区域が設定されていないため、市内全域を避難対象区域とする。ただし、災害の発生又は切迫の状況により対象区域を限定する。

② 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、降雨量や現地の状況、今後の気象予測等を含めて総合的に判断して発令する。

避難情報	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
発令基準	浸水害（内水） ① 床下浸水や道路冠水が発生し、浸水区域が拡大するおそれがある場合 ② 大雨警報（浸水害）が発表され、降雨状況や今後の降雨予測により浸水の危険が高い場合 洪水害 ① 湊川（水位周知河川）の与田山水位観測所の水位が避難判断水位（2.60m）に達した場合 ② 湊川（水位周知河川）の与田山水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.25m）を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・ 与田山水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・ 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒（赤）」が出現した場合 ・ 与田山水位観測所上流で大	浸水害（内水） ① 床下浸水や道路冠水が発生し、浸水区域が拡大している場合 ② 排水先（河川、海）の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止が見込まれる場合 洪水害 ① 湊川（水位周知河川）の与田山水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.05m）に到達した場合 ② 湊川（水位周知河川）の与田山水位観測所の水位が避難判断水位（2.60m）を超えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・ 与田山水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・ 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で	浸水害（内水） ① 床上浸水が発生した場合 ② 排水先（河川、海）の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止や水門閉鎖の場合 洪水害（災害が切迫） ① 湊川（水位周知河川）の与田山水位観測所の水位が計画高水位（3.40m）に到達し、堤防天端高に到達するおそれが高い場合 ② 湊川（水位周知河川）の洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「災害切迫（黒）」が出現

	量又は強い降雨が見込まれる場合 ③ 堤防に漏水等が発見された場合 ④ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点における発令）	洪水警報基準を大きく超過する場合） ・ 与田山水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ⑤ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点における発令） ⑥ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合） ③ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（災害発生を確認） ⑤ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
参考とする防災気象情報等	洪水警報 大雨警報（浸水害）	暴風警報	大雨特別警報（浸水害）

【参考】河川水位指標

(単位：m)

河川名	箇所	水位指標					過去最大値		
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	過去最大水位	災害名	記録日時
馬宿川	万代橋	0.80	1.30	—	—	2.10	1.87	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
千足川	鉾磨橋	1.00	1.60	—	—	2.70	1.86	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
小海川	塩屋橋	1.30	1.60	—	—	2.70	2.42	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
湊 川	湊川橋	1.80	2.00	—	—	3.10	4.05	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
〃	樋 端	0.90	1.60	—	—	2.50	2.85	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
〃	与田山※	1.25	2.25	2.60	3.05	3.40	4.41	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
〃	日 下	1.00	1.80	—	—	2.70	3.01	台風 12 号	平成 21 年 9 月 2 日～4 日
与田川	中 筋	1.60	2.40	—	—	4.00	2.67	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
〃	風呂橋	0.80	0.90	—	—	1.90	2.48	台風 23 号	平成 16 年 10 月 19 日～21 日
番屋川	一本松橋	1.20	1.40	—	—	2.00			

※ 水位周知河川（湊川）における基準水位観測所

(2) 土砂災害

① 避難対象区域

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」（土砂災害防止法施行令第 2 条に基づき、香川県が指定する区域）がある区域の全域（大字単位）を避難対象区域とする。ただし、状況により次のとおり対象区域を限定する。

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を原則としつつ、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について、巡視情報や

周辺住民等からの通報などの現地情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い、避難情報の対象となる「避難すべき区域」を判断する。

② 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、現地の状況や今後の気象予測等を含めて総合的に判断して発令する。

避難情報	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
発令基準	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	（災害が切迫） ① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （災害発生を確認） ③ 土砂災害の発生が確認された場合
参考とする防災気象情報等	大雨警報（土砂災害）	土砂災害警戒情報 暴風警報	大雨特別警報（土砂災害）

(3) 高潮

① 避難対象区域

原則として香川県が公表した高潮浸水想定区域とするが、この区域を含む地域の全域（大字単位）を避難対象区域とする。ただし、状況により対象区域を限定する。

② 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、現地の状況や今後の気象予測等を含めて総合的に判断して発令する。

避難情報	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
発令基準	①～④のいずれかに該当する場合 ① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市かかると予想されている、又は台風が本市に接近すると見込まれる場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	①～②のいずれかに該当する場合 ① 高潮警報（警戒レベル4 相当情報 [高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報 [高潮]）が発表された場合 ② 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）	①～⑥のいずれかに該当する場合（災害が切迫） ① 水門、陸間等の異常が確認された場合 ② 県が高潮氾濫発生情報を発表した場合（水位周知海岸※の基準潮位観測所である三本松港潮位観測所の水位が高潮特別警戒水位（T.P.+1.98m）に達したとき）（災害発生を確認） ④ 海岸堤防等が倒壊した場合 ⑤ 異常な越波・越流が発生した場合 ⑥ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
参考とする防災気象情報等	高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及する高潮注意報	高潮警報 高潮特別警報	高潮氾濫発生情報（県が発表）

※ 水位周知海岸：水防法第 13 条の 3 の規定により知事が指定した海岸。市沿岸部はすべて指定されている。

(4) 津波

① 避難対象区域

原則として香川県が公表した南海トラフ地震（最大クラス津波）の津波浸水想定区域とする。

ただし、津波注意報が発表されたときは、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻などを勘案し、港湾施設内及び海岸堤防等より海側の地域を避難対象区域とすることもある。

② 具体的な基準

避難情報は以下の基準として発令する。

避難情報	高齢者等避難	避難指示
発令基準	（遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う場合の避難情報） 本国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。	①～②のいずれかに該当する場合 ① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け入れることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
参考とする防災 気象情報等	遠地地震に関する情報	津波注意報 津波警報 大津波警報